

議案第14号

鹿児島県核燃料税条例の一部を改正する条例制定の件

鹿児島県核燃料税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年2月提出

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県核燃料税条例の一部を改正する条例

鹿児島県核燃料税条例（平成29年鹿児島県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「第43条の3の15の規定により原子力規制委員会が行う施設定期検査」を「第43条の3の16第1項の検査」に、「施設定期検査が」を「検査が」に改める。

第13条中「(11) 固定資産税」を「(10) 固定資産税」に、「(11)の2」を「(10)の2」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の改正等に伴い、所要の改正をしようとするものである。